（操法の開始）

第二百四十六条　はしごクレーン救助操法を開始するには、次の号令及び要領による。

［一　略］

二　一番員は、前号の「目標○○、操作始め」の号令で三連はしごを第百六十一条第二号に定める要領で目標位置まで搬送し、前号の「はしごクレーン作成」の号令で小綱を二つ折りにしてはしご背面側上部の横さん中央に巻き結び、半結びで結着し、これに補強用カラビナをかけ「上部固定滑車よし」と合図し、前号の「救助ロープ用意」の号令で動滑車及び救助用縛帯を準備し、二番員の「よし」の合図により、救助ロープに動滑車を取り付け、さらにこれに救助用縛帯を取り付け、「動滑車取付けよし」と合図し、前号の「はしごおこせ、確保ロープ引け」の号令で、はしご中央部左側ではしごに正対し、二番員と協力してはしごを約七十度の角度に立てながら、上端部が目標点（線）に出るまで前進する。

三　二番員は、第一号の「目標○○、操作始め」の号令で三連はしごを第百六十一条第三号に定める要領で目標位置のやや手前まで搬送し、同号の「はしごクレーン作成」の号令で小綱を二つ折りにしてはしご表面側下部の横さん中央に巻き結び、半結びで結着し、これに滑車及び補強用カラビナをかけ「下部固定滑車よし」と合図し、同号の「救助ロープ用意」の号令で救助ロープを解き、下部固定滑車から上部固定滑車に通し、端末をはしご上端横さんに結着して「よし」と合図し、同号の「はしごおこせ、確保ロープ引け」の号令ではしご中央部右側ではしごに正対し、一番員と協力してはしごを約七十度の角度に立てながら、上端部が目標点（線）に出るまで前進する。

［四・五　略］

第二百四十七条　［略］

第二百四十八条　［略］

第五節　［略］

第二百四十九条～第二百五十五条　［略］

第四章　濃煙中救助操法

第一節　［略］

第二百五十六条　［略］

第二百五十七条　［略］

第42図～第45図　［略］

第二節　［略］

第二百五十八条～第二百六十二条　［略］

第三節　検索救助操法（二）

（操法の開始）

第二百六十三条　検索救助操法（二）を開始するには、次の号令及び要領による。

［一　略］

二　一番員は、前号の号令で第二百五十八条第二号に定める要領により同号に定める操作及び合図を行い、進入の姿勢をとる。

三　二番員は、第一号の号令で第二百五十八条第三号に定める要領により同号に定める操作及び合図を行い、進入の姿勢をとる。

（操法の開始）

第二百二十六条　［同上］

［一　同上］

二　一番員は、前号の「目標○○、操作始め」の号令で三連はしごを第百四十一条第二号に定める要領で目標位置まで搬送し、前号の「はしごクレーン作成」の号令で小綱を二つ折りにしてはしご背面側上部の横さん中央に巻き結び、半結びで結着し、これに補強用カラビナをかけ「上部固定滑車よし」と合図し、前号の「救助ロープ用意」の号令で動滑車及び救助用縛帯を準備し、二番員の「よし」の合図により、救助ロープに動滑車を取り付け、さらにこれに救助用縛帯を取り付け、「動滑車取付けよし」と合図し、前号の「はしごおこせ、確保ロープ引け」の号令で、はしご中央部左側ではしごに正対し、二番員と協力してはしごを約七十度の角度に立てながら、上端部が目標点（線）に出るまで前進する。

三　二番員は、第一号の「目標○○、操作始め」の号令で三連はしごを第百四十一条第三号に定める要領で目標位置のやや手前まで搬送し、同号の「はしごクレーン作成」の号令で小綱を二つ折りにしてはしご表面側下部の横さん中央に巻き結び、半結びで結着し、これに滑車及び補強用カラビナをかけ「下部固定滑車よし」と合図し、同号の「救助ロープ用意」の号令で救助ロープを解き、下部固定滑車から上部固定滑車に通し、端末をはしご上端横さんに結着して「よし」と合図し、同号の「はしごおこせ、確保ロープ引け」の号令ではしご中央部右側ではしごに正対し、一番員と協力してはしごを約七十度の角度に立てながら、上端部が目標点（線）に出るまで前進する。

［四・五　同上］

第二百二十七条　［同上］

第二百二十八条　［同上］

第五節　［同上］

第二百二十八条の二～第二百二十八条の八　［同上］

第四章　［同上］

第一節　［同上］

第二百二十九条　［同上］

第二百三十条　［同上］

第40図～第43図　［同上］

第二節　［同上］

第二百三十一条～第二百三十五条　［同上］

第三節　［同上］

（操法の開始）

第二百三十六条　［同上］

［一　同上］

二　一番員は、前号の号令で第二百三十一条第二号に定める要領により同号に定める操作及び合図を行い、進入の姿勢をとる。

三　二番員は、第一号の号令で第二百三十一条第三号に定める要領により同号に定める操作及び合図を行い、進入の姿勢をとる。